

保険薬局に必要な掲示物

薬局の内側

平成 26 年 11 月 1 日 社会保険委員会

薬局開設許可証		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
根拠となる省令等		P384	
薬事法施行規則	第三条 (薬局開設の許可証の掲示)	薬局開設者は、薬局開設の許可証を薬局の見やすい場所に掲示しておかなければならない。	

「労災保険指定薬局」と書かれた標札		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
根拠となる省令等		P209	縦 10cm、横 5.5cm、地色：濃紺、文字色：白
労災保険指定薬局療養担当契約事項	第十 (標札の掲示)	指定薬局は、労働者災害補償保険法施行規則に定める様式第 3 号による標札を見やすい場所に掲げること。	

従事する保険薬剤師の氏名		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
根拠となる省令等		P583	社会保険委員会 保険薬局に必要な掲示物に関する資料 「開局時間」及び「薬剤師の氏名」の掲示について ◆掲示例③ダウンロード (薬剤師の氏名 A4 縦、WORD 形式) 等
薬局業務運営ガイドライン	薬剤師の確保等	薬局の業務に従事する薬剤師の氏名を、薬局内の見やすい場所に掲示すること。	

保険薬局が提供するサービスの内容		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
根拠となる省令等		P294・P563	社会保険委員会 保険薬局に必要な掲示物に関する資料 「保険薬局が提供するサービスの内容」及び「療養給付と直接関係ないサービス等 (実費負担)」の掲示について ◆掲示例①ダウンロード (保険薬局が提供するサービスの内容 A4 縦、WORD 形式)
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	第二条の四 (掲示)	<p>保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。 具体的には、次の 4 つの事項を掲示事項としたこと。</p> <p>ア 薬剤服用歴管理・指導料に関する事項 イ 基準調剤加算に関する事項 ウ 無菌製剤処理加算に関する事項 エ 在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項</p>	

薬局の内側

薬局の管理及び運営に関する事項		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
		P392	社会保険委員会 保険薬局に必要な掲示物に関する資料 改正薬事法で求められる薬局における掲示物について ① 薬局の管理及び運営に関する事項 (ワード形式)
要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
		P392	社会保険委員会 保険薬局に必要な掲示物に関する資料 改正薬事法で求められる薬局における掲示物について ②要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項 (ワード形式)
健康被害救済制度に関する事項		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
		P393	社会保険委員会 保険薬局に必要な掲示物に関する資料 改正薬事法で求められる薬局における掲示物について ③ 健康被害救済制度に関する事項 (PDF 形式)
現に勤務している薬剤師又は登録販売者		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
		P392	社会保険委員会 保険薬局に必要な掲示物に関する資料 現に勤務している薬剤師又は登録販売者の掲示について ◆掲示例ダウンロード (本日の勤務者 A4 縦、WORD 形式)
根拠となる省令等			
薬事法	薬局における掲示 第15条の14、別表第1 の2	① 薬局等を利用するために必要な情報であつて、薬局開設者又は店舗販売業者が当該薬局等の見やすい場所に掲示する事項は、以下のとおり。 第1 薬局の管理及び運営に関する事項 一 許可の区分の別 二 薬局開設者又は店舗販売業者の氏名又は名称その他の薬局開設の許可証又は店舗販売業の許可証の記載事項 三 薬局の管理者又は店舗管理者の氏名 四 当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の別、その氏名及び担当業務 五 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 六 当該薬局又は店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明 七 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申し込みを受理する時間 八 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	

薬局の内側

領収書・明細書発行		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
		P544・P557	社会保険委員会
根拠となる省令等		保険薬局に必要な掲示物に関する資料 「明細書の発行」の掲示について ◆掲示例①ダウンロード（明細書発行のお知らせ A4 横、PDF 形式） ◆掲示例②ダウンロード（明細書発行のご案内 A4 縦、PDF 形式） ◆掲示例③ダウンロード（明細書の発行について A4 横、WORD 形式） ◆掲示例④ダウンロード（明細書を発行していない場合の掲示例 A4 横、WORD 形式）	
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則、保険外併用療養費	第四条の二（領収証・明細書） 『医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について』	患者から一部負担金や実費の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、医療費の内容のわかる領収証を無償で交付しなければならない 医療費の内容のわかる領収証は「点数表の各部単位で金額の内訳のわかるもの」とされる。 電子請求が義務付けられている病院・診療所・薬局は正当な理由のない限り、原則として明細書を無料で発行しなければならない。その際、病名告知や患者のプライバシーにも配慮するため、明細書を発行する旨を院内掲示等により明示するとともに、会計窓口に「明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。明細書の交付を希望しない場合は、事前に申し出てください」と掲示すること等を通じて、その意向を的確に確認できるようにすること。 院内掲示は別紙様式8を参考とすること。 正当な理由 ①明細書発行機能が付与されていないレセコンを使用 ②自動入金機の改修が必要な場合	

後発医薬品調剤体制加算を算定している旨		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
		P492	社会保険委員会
根拠となる省令等		保険薬局に必要な掲示物に関する資料 「後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨」及び、「後発医薬品調剤体制加算を算定している旨」の掲示について ◆掲示例③ダウンロード（後発医薬品調剤体制加算 A4 横、WORD 形式）	
『調剤報酬の算定』の関係通知	後発医薬品調剤体制加算について	後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を当該保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示するとともに、後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を当該保険薬局の内側の見えやすい場所に掲示していること。	

薬局の内側

夜間・休日等加算		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
		P503	社会保険委員会 保険薬局に必要な掲示物に関する資料 「夜間・休日等加算の算定」の掲示について ◆掲示例①ダウンロード (A4 横、WORD 形式) 等
根拠となる省令等			
『調剤報酬の算定』の関係通知	調剤料の夜間・休日等加算について	夜間・休日等加算を算定する保険薬局は開局時間を当該保険薬局の内側及び外側のわかりやすい場所に掲示するとともに、夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯を薬局内のわかりやすい場所に掲示する。	

実費負担のサービス等		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
		P561	社会保険委員会 保険薬局に必要な掲示物に関する資料 「保険薬局が提供するサービスの内容」及び「療養給付と直接関係ないサービス等(実費負担)」の掲示について ◆掲示例②ダウンロード (実費負担のサービス等 A4 縦、WORD 形式)
根拠となる省令等			
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則、保険外併用療養費	療養の給付と直接関係のないサービス等の取り扱いについて	療養の給付と直接関係ないサービス等については～保険医療機関等内の見やすい場所、例えば、受付窓口、待合室等に費用徴収に係るサービス当の内容及び料金について患者にとって分かりやすく掲示しておくこと。	

個人情報保護に関する基本方針		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
			社会保険委員会 保険薬局に必要な掲示物に関する資料 「個人情報保護に関する基本方針と個人情報の利用目的」の掲示について ◆掲示例①ダウンロード (個人情報保護に関する基本方針静岡県薬剤師会版 A4 縦、WORD 形式)
根拠となる省令等			
個人情報の保護に関する法律	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	医療・介護関係事業者は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）及び個人情報の取扱いに関する明確かつ適正な規則を策定し、それらを対外的に公表することが求められる。	

薬局の内側

個人情報利用目的		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
根拠となる省令等			社会保険委員会 保険薬局に必要な掲示物に関する資料 「個人情報保護に関する基本方針と個人情報の利用目的」の掲示について ◆掲示例②ダウンロード（個人情報の利用目的静岡県薬剤師会版 A4 縦、WORD 形式）
	個人情報保護に関する薬局向けQ&A		「薬局では、あらかじめ施設内のわかりやすい場所に、通常必要とされる個人情報の利用目的を掲示（公表）するとともに、ホームページ上に掲載するなどの方法によりなるべく広く公表する必要がある。また、利用目的の掲示にあたっては、わかりやすいよう受付の近くに表示するほか、その内容を確認するよう注意を促すことが求められる。セキュリティポリシーは、利用目的とあわせて公表（掲示）しておくことが望ましい。

調剤報酬点数表		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
根拠となる省令等		P480	社会保険委員会 保険薬局に必要な掲示物に関する資料 「調剤報酬点数表の一覧」の掲示について ◆掲示例①ダウンロード（平成 26 年度調剤報酬点数早見表 A 4 縦、PDF 形式）
『調剤報酬の算定』の関係通知の『通則』	分割調剤等について		保険薬局は、薬局内の見やすい場所に調剤報酬点数表の一覧等を掲示するとともに、患者の求めに応じて、その内容を説明すること。

薬局の外側

保険薬局である旨		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
		P290	薬局委員会 「保険薬局」「休日当番」の標示（ポスター） 「保険薬局」処方せん受付ポスター 縦型（WORD）
根拠となる省令等		第二条第七条（標示）	保険医療機関又は保険薬局は、その病院若しくは診療所又は薬局の見やすい箇所に、保険医療機関又は保険薬局である旨を標示しなければならない。
保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令			

開局時間		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
		P563・P584	社会保険委員会 保険薬局に必要な掲示物に関する資料 「開局時間」及び「薬剤師の氏名」の掲示について ◆掲示例①ダウンロード（開局時間 A4 縦、WORD 形式）等
根拠となる省令等			
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	第 3 保険薬局に係る厚生大臣の定める掲示事項（平成 8 年 3 月厚生省告示第 27 号）に関する事項	3 保険薬局の外側の見やすい場所に、開局時間及び休業日並びに時間外、休日、深夜における調剤応需体制に関する事項等についても掲示することが望ましいこと。	
薬局業務運営ガイドライン	開局時間	開局時間を住民の見やすいところに表示すること。	

近隣の薬局及び自局に直接連絡が取れる連絡先電話番号等		業務指針	浜松市薬剤師会 委員会のページなど
		P486	社会保険委員会 保険薬局に必要な掲示物に関する資料 24 時間調剤及び在宅業務に対応できる体制整備に係る掲示について ◆掲示例ダウンロード（A4 横、WORD 形式）
根拠となる省令等			
『調剤報酬の算定』の関係通知	基準調剤加算について	当該保険薬局は、原則として初回の処方せん受付時に（記載事項に変更があった場合はその都度）、当該担当者及び当該担当者として連絡先電話番号等、緊急時の注意事項（近隣の保険薬局との連携により 24 時間調剤ができる体制を整備している保険薬局は、近隣の保険薬局の所在地、名称、連絡先電話番号等を含む）等について、事前に患者又はその家族等に対して説明の上、文書（これらの事項が薬袋に記載されている場合を含む。）により交付していること。なお、曜日、時間帯ごとに担当者が異なる場合には、それぞれの曜日、時間帯ごとの担当者及び当該担当者として連絡先電話番号等を文書上に明示すること。 また、これら近隣の薬局及び自局に直接連絡が取れる連絡先電話番号等を当該保険薬局の外側の見やすい場所に掲示すること。	

薬局の内側及び外側

開局時間		業務指針 P501・P503	浜松市薬剤師会 委員会のページなど 社会保険委員会 保険薬局に必要な掲示物に関する資料 「開局時間」及び「薬剤師の氏名」の掲示について ◆掲示例①ダウンロード（開局時間 A4 縦、WORD 形式）等
根拠となる省令等			
『調剤報酬の算定』の関係通知	調剤技術料の時間外加算等について	時間外加算等を算定する保険薬局は開局時間を当該保険薬局の内側及び外側のわかりやすい場所に表示する。	
『調剤報酬の算定』の関係通知	調剤料の夜間・休日等加算について	夜間・休日等加算を算定する保険薬局は開局時間を当該保険薬局の内側及び外側のわかりやすい場所に掲示するとともに、夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯を薬局内のわかりやすい場所に掲示する。	

在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であること		業務指針 P486	浜松市薬剤師会 委員会のページなど 社会保険委員会 保険薬局に必要な掲示物に関する資料 「在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局」の掲示について ◆掲示例②ダウンロード（在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局 A4 横、WORD 形式）
根拠となる省令等			
『調剤報酬の算定』の関係通知	基準調剤加算について	当該保険薬局は、地方厚生（支）局長に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行うとともに、処方医から在宅患者訪問薬剤管理指導の指示があった場合に適切な対応ができるよう、例えば、保険薬剤師に在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な研修等を受けさせ、薬学的管理指導計画書の様式をあらかじめ備えるなど、在宅患者に対する薬学的管理指導が可能な体制を整備していること。また、当該保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であることを掲示していること。	

後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨		業務指針 P492	浜松市薬剤師会 委員会のページなど 社会保険委員会 保険薬局に必要な掲示物に関する資料 「後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨」及び、「後発医薬品調剤体制加算を算定している旨」の掲示について ◆掲示例①ダウンロード（A4 横、WORD 形式）
根拠となる省令等			
『調剤報酬の算定』の関係通知	後発医薬品調剤体制加算について	後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を当該保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示するとともに、後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を当該保険薬局の内側の見えやすい場所に掲示していること。	